

お知らせ

令和元年度和歌山県下水道排水設備
工事責任技術者資格認定共通試験 【下水道課】

- 試験日 11月17日(日)
- 試験会場 和歌山商工会議所（和歌山市西汀丁36）
※11月4日(祝)に同会場希望者に受験講習を実施します。
- 申込書配布期間 8月13日(火)～9月6日(金) ※土・日曜日を除く
- 申込書受付期間 8月26日(月)～9月6日(金) ※土・日曜日を除く
- 申込書配布・申し込み・問い合わせ
 - 下水道課 計画係 ☎33-3160
 - 和歌山県下水道協会 ☎073-435-1093
 - ※申込書は県庁下水道課、県下水道公社および振興局でも配布しています。

「本人通知制度」の事前登録について 【市民課】

- 住民票や戸籍謄本などの不正請求を防止するため、事前に登録をした人に対し、代理人や第三者に証明書を交付した場合にその交付事実を通知する制度です。住民票の写しや戸籍などの交付を差し止める制度ではありません。
- 登録できる人 本市に住民登録や本籍のある人（過去にあった人も含む）
 - 登録方法 本人確認書類（運転免許証・旅券など）と印鑑を持参し、市民課窓口で申請してください。
 - 通知対象（除票・除籍などを含む） 住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄抄本など
 - 通知内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別（代理人・第三者）
 - 問い合わせ 市民課 ☎33-1131

特定空家等の適切な管理について 【建築住宅課】

特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊するなど著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れのある状態など、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等のことをいいます。

- 特定空家等への立入調査について 特定空家等がどのような状態になっているか詳しく把握するため、市職員が敷地内の立入調査を行う場合があります。この立入調査を拒んだり妨げたりすると、20万円以下の過料に処されます。
- 特定空家等の措置について 周辺の生活環境に深刻な悪影響を及ぼす恐れのある特定空家等を把握した場合、所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告、命令を行います。勧告の対象となった空家等の敷地が、住宅用地に対する固定資産税または都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合、勧告を受けることにより、当該特例の対象から除外されます。
- 問い合わせ 建築住宅課 ☎33-1115

重度心身障害児（者）医療費助成制度について 【福祉課】

重度心身障害児（者）医療費助成制度は、障がいのある人を対象に、医療費の自己負担分を助成する制度です。8月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者も新たに対象となります。

- 対象者（所得制限などもあります）
 - 身体障害者手帳1・2・3級所持者
 - 療育手帳A所持者
 - 特別児童扶養手当1級該当者
 - 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 対象医療 入院、通院の内、医療保険が適用される医療など
- 問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 ☎33-3708

台風などの非常時のごみ収集について 【環境美化センター】

台風などの影響により、「警報」が発表された場合または「警報」の発表が予測される場合、市民の皆さんと収集作業員の安全確保の観点から、ごみの収集を中止させていただく場合があります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ごみ収集の中止の判断について 収集日前日午後2時において、収集日当日までの間に「警報」の発表が予測される場合、ごみの収集を中止させていただく場合があります。なお、中止する場合は、防災行政無線・防災はしもとメールなどでお知らせします。
- ごみ収集日の代替について 中止になった収集日の代替はありませんので、次の収集日にごみを出してください。ただし、可燃ごみ週1回収集地域の可燃ごみ収集は次の土曜日に代替収集を行います。
- 問い合わせ 環境美化センター ☎36-1153

婚活補助金の申し込みはお早めに 【シティセールス推進課】

平成23年度から平成29年度まで行われていた当市主催の婚活事業に参加し、婚姻された夫婦を対象にした婚活・ご成婚応援補助金の申込期限が近づいています。対象の人は、お早めに申請手続きを行なってください。

- 申込期限 令和2年3月末日
- 対象者（下記の条件を全て満たす場合）
 - 夫婦ともに橋本市主催の「橋本市婚活支援事業」（はしもとde婚パ）に参加し、当該事業を通じて交際し婚姻した夫婦
 - 市内に定住する意思のある夫婦
 - 補助金申請時に市内に住民登録をしている夫婦
 - 市税の滞納がない夫婦
- 申し込み・問い合わせ シティセールス推進課 定住促進係 ☎33-6106

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 【人権・男女共同推進室】

和歌山地方法務局では、いじめや家庭内における虐待など、子どもに関する各種の人権相談に、法務局職員や人権擁護委員が、無料で電話相談に応じます。

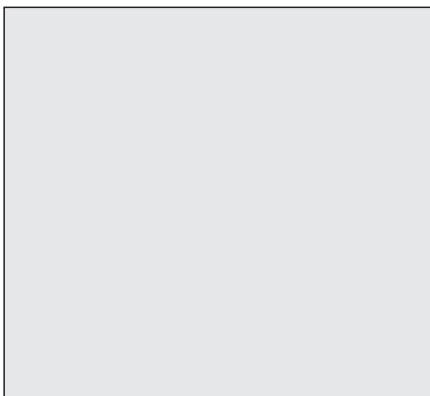
- 期間 8月29日(木)～9月4日(水)
- 時間 午前8時30分～午後7時 ※土・日曜日は午前10時～午後5時
- 電話 0120-007-110（無料）
- 問い合わせ 和歌山県人権擁護委員連合会（和歌山地方法務局人権擁護課内） ☎073-422-5131

国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について 【保険年金課】

国民健康保険加入者の入院・外来時の自己負担額が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

- 認定証の種類（有効期限は毎年7月31日まで）
 - 限度額適用認定証 適用となる範囲：医療費のみ 対象：住民税が課税され、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する75歳未満の人 ※住民税課税所得145万円未満および690万円以上の世帯に属する70歳以上の人は、高齢受給者証を提示することにより、自己負担額が限度額までとなるため、申請は不要です。
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証 適用となる範囲：医療費と入院時の食事代 対象：住民税非課税世帯で、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する75歳未満の人
- 申請時期 継続の場合は8月30日(金)までに更新手続きをしてください（8月1日以降の認定証を交付）。新規の場合は随時受付。
- 持ち物 国民健康保険被保険者証、認め印、世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 申し込み・問い合わせ 保険年金課 国民健康保険係

広告



広報はしもと、市ホームページの
有料広告を募集しています

- 広報はしもと 掲載料：1スペースあたり20,000円（税別） 申込期限：掲載希望月の2カ月前の25日まで
- 市ホームページ 掲載料：1広告あたり10,000円（税別） 申込期限：掲載希望月の1カ月前の1日まで ※広告の寸法や割引制度など、詳細は市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。
- 問い合わせ 秘書広報課 広報広聴係 ☎33-2676



広告

